

(別紙) 被告製品の構成

構成要件		被告製品の構成		構成要件充足性の争いの有無
		原告の主張	被告の主張	
A1	上下に対向する板面間に中空部を備える底板と、	上下に対向する板面間に中空部を備える底板102と、		なし
A2	建物の外壁面に取り付けられ底板を前方へ張り出した状態で底板の後端部を保持する保持枠と、	建物の外壁面に取り付けられ底板102を前方へ張り出した状態で底板102の後端部を保持する保持枠103と、		なし
A3	底板の開放された前端面を塞ぐように全幅にわたって取り付けられる前縁板とを備えた	底板102の開放された前端面129を塞ぐように全幅にわたって取り付けられる先端見切104とを備えた	底板の前端面側に「先端見切104」が位置しているが、「前端面」から所定の長さが前方に張り出している。	あり
A4	庇であって、	庇101であって、		なし
B1	前記前縁板は、	先端見切104は、		なし
B2	底板の開放された前端面に当接され前面が雨水を下方へ導くガイド面となっている縦板部と、	底板102の開放された前端面129に当接され前面が雨水を下方へ導くガイド面140aとなっている折れ板部140と、	底板の前端面側に「先端見切104」、「折れ板部140」が位置しているが、「前端面」から所定の長さが前方に張り出している。「縦板」でもなく「開放された前端面」に当接していない「折れ板部140」の前面が雨水を下方へ導くガイド面となっている。	あり
B3	底板の上面に当接され上面が雨水を前記縦板部のガイド面へ導くガイド面となっている横板部と	底板102の上面に当接され上面が雨水を折れ板部140のガイド面140aに導くガイド面141aとなっている平板部141と		なし
B4	が一体に形成されて成り、	が一体に形成されて成り、		なし
C1	前記縦板部の下部内面には、全幅にわたる凹部が形成され、	折れ板部140の下部から上部にわたる内面には、全幅にわたる空洞部144が形成され、	折れ板部140に全幅にわたり部材全体を屈曲させた空洞部144が形成され、空洞部144の下方には開口部分が形成される。	あり
C2	凹部は開口部分の上部が底板の中空洞と連通するように底板の開放された前端面と対向し、	空洞部144は開口部分の上部が底板102の中空洞と連通するように底板102の開放された前端面129と対向し、	(空洞部分の開口部分は下部である。)	なし
C3	開口部分の下部が外部と連通するように底板の下方へ突出して	開口部分の下部が外部と連通するように底板102の下方へ突出して	(空洞部分の開口部分は下部である。)	なし
C4	成る庇。	成る庇。		なし

構成要件		構成要件充足性	
		原告の主張	被告の主張
A1	上下に対向する板面間に中空部を備える底板と、		
A2	建物の外壁面に取り付けられ底板を前方へ張り出した状態で底板の後端部を保持する保持枠と、		
A3	底板の開放された前端面を塞ぐように全幅にわたって取り付けられる前縁板とを備えた	<p>構成要件A3の「底板の開放された前端面を塞ぐように」の部分は、構文上、「全幅にわたって取り付けられる」にかかるものである。「塞ぐ」の語について、広辞苑には、被告が指摘する意味のほか、「おおう」「さえぎって通れなくする」の意味も記載されている(乙4)。他の国語辞典においては、「塞ぐ」には概ね2つの意味があり、第1は、「覆いや詰め物をして、すき間や穴をなくす」の意味であり、第2は、「出入口や通路に物を置くなどして通行を妨げる」の意味である(甲6)。本件発明の構成要件A3の「塞ぐ」の意味を、本件明細書の【図7】に示される実施例の態様に限定的に解さなければならない理由はなく、底板の開放された前端面に対向して前縁板を全幅にわたって設けることで、「底板内部の第2雨水(底板の内部を流れてくる雨水)が前端面から直接流出することを妨げる」の意味に解するのが妥当である。また、前縁板の位置について、構成要件A3の「塞ぐ」を「閉じる」の意味に解さなければならない理由はなく、前縁板は、底板の開放された前端面と接して位置する態様も、前端面より少し離れて位置する態様も含む。仮に、「塞ぐ」が「閉じる」の意味であった場合でも、構成要件A3においては「塞ぐように」として、「塞ぐ」と限定するのではなく、「ように」という語が付加されている。「～ように」とは、名詞に接続して副詞的に使用する場合には比喩表現となり、動詞に接続する場合には目標や期待を表す表現となり、達成しているかどうかは問わないため、「塞ぐように～」という場合に、完全に閉じている必要はない。さらに、本件発明は、従来の樋板に代えて、本件発明に特有の構成を備えた前縁板を用いることで、第1作用効果(小型化)を実現するものである。樋板は、底板の上面を伝って流れてくる多量の第1雨水(底板の上面を伝って流れてくる雨水)を受け入れるための樋溝を有する。その樋溝は、大きな開口幅を有するため、樋板が前方へ突出し、底板の前方への突出部分が大きくなる。本件発明は、そのような樋板に代えて、樋溝を有しない前縁板を用いることで、大きな突出部分をなくすことができたのである。前縁板は、底板の開放された前端面に接して位置するものに限定されない。</p> <p>被告製品の先端見切104は底板の開放された前端面から少し離れて位置するものであるが、底板の開放された前端面を塞ぐように全幅にわたって取り付けられており、先端見切104が前方に張り出すとしても、その突出度合は樋板を用いたものと比較して十分に小さい。被告製品では、先端見切は底板より12mm突出するだけであり、樋板に比べれば、被告製品も第1作用効果(小型化)を奏することは明らかである。</p>	<p>構成要件A3において「塞ぐ」対象は「開放された前端面」である。「前端面」については、本件明細書の段落【0028】の記載及び【図7】の図面符号「29」の指摘位置が中空部分(上板材2aと下板材2bとの間)を示していることからすると、中空の内部を含む切断面全体の端面(別紙「図面」の【被告主張図】の青色部分)を示すものと解すべきである。また、「塞ぐ」については、広辞苑には「ふたをする。とじる。」「欠けているところを満たす。つめる。」との意味であることが記載され(乙4)、本件明細書の段落【0029】には前端面の実施形態が記載されているところ、その内容から、第1実施形態(底板を垂直に切断した場合)と第2実施形態(底板を斜めに切断した場合)はいずれも、「開放された前端面を塞ぐ・・・前縁板」とは、中空の底板の上板材の上面から下板材の下面まで直線状に切断した前側の端面(前端面)を対象とし、「前縁板」が「前端面」全体の前側位置に沿って位置して「閉じる」ことを「塞ぐ」としている。すなわち、本件発明は、「前縁板」が「開放された前端面」の前側位置に沿って位置して閉じることで「第1作用効果(小型化)」を実現するものにほかならない。</p> <p>これに対し、被告製品は、「前縁板」に相当するものが「先端見切104」であるとしても、「先端見切104」は「前端面」から所定の長さが前方に張り出しているものであって「前端面」に沿って位置して「閉じる」ものではないから、前縁板に相当する部材が底板の「開放された前端面」を「塞ぐ」ように取り付けられていない。「開放された前端面を塞ぐ・・・前縁板」を充足しないし、本件発明の「第1作用効果(小型化)」も奏するものでもない。</p>
A4	庇であって、		
B1	前記前縁板は、		
B2	底板の開放された前端面に当接され前面が雨水を下方へ導くガイド面となっている縦板部と、	<p>構成要件B2の文言上、本件発明の縦板部は、①底板の開放された前端面に当接されること、②前面が雨水を下方へ導くガイド面となっていること、を要件とする。別紙「図面」の【原告主張図1】及び【原告主張図2】のとおり、被告製品の折れ板部140(橙色部分全体)も、底板102の開放された前端面129に当接部145が当接され、前面が雨水を下方へ導くガイド面140aとなっており、上記①②の要件を満たしている。また、本件発明の構成要件B2は「縦」と方向を明記するが、「縦板部」は上記①②の要件を満たすものをいい、さらに他の構成を備えることを排除するものではない。被告製品の折れ板部140は、前方へ張り出す張出部142を有しているところ、縦板部が横方向に延びる張出部142を有するからといって、非充足とはいえず、そのように解することが特許公報の公示的機能を害することはない。「縦板部」の語は、当該部材が前面に第1雨水を上から下(縦方向)へ導くガイド面を備えていることなどから、「縦板部」と名付けられたにすぎず、この「縦」の語が本件発明の技術的範囲の解釈に何ら影響を及ぼすものではない。</p> <p>縦板部が底板の開放された前端面に当接されることで、底板に対する前縁板の前後方向の位置が決まる。この「当接」について、構成要件B2には、当接する部位が「底板の開放された前端面」であると明記されているだけで、当接する範囲は、本件発明を特定するために必要な事項ではない。「底板の開放された前端面」とは、「中空の内部を含む底板の切断面全体の端面」のことであり、被告がいう「底板の上板の前端面」は、「底板の開放された前端面」に含まれるものである。</p>	<p>被告製品は縦板部に相当する部材が「開放された前端面」に当接されておらず、構成要件B2を充足しない。</p> <p>構成要件B2は「底板の開放された前端面に当接され前面が雨水を下方へ導くガイド面となっている縦板部と、」として、「縦」と方向を明記しているにもかかわらず、原告は図面上明らかに横方向に延びる部分も「縦板部」に該当すると主張しており、かかる解釈は、本件特許の請求項に明示された文言に明白に反して特許公報の公示的機能を害するばかりか、本件特許の「第1作用効果(小型化)」に反するものであって、あり得ない。</p> <p>また、構成要件B2は「縦板部」が単なる「前端面」に「当接」することを示すものではなく、「開放された前端面」に「当接」することを規定するものである。原告は、上板の前端面に当接することをもって構成要件B2に該当することを主張するものと思われるが、構成要件B2の当接対象は「開放された前端面」であって、原告主張は失当である。</p>
B3	底板の上面に当接され上面が雨水を前記縦板部のガイド面へ導くガイド面となっている横板部と		
B4	が一体に形成されて成り、		

構成要件		原告の主張	被告の主張
C1	前記縦板部の下部内面には、全幅にわたる凹部が形成され、	<p>請求項1には、凹部についての発明特定事項として、①「縦板部の下部内面に形成されること」、②「開口部分の上部が底板の中空部と連通するように底板の開放された前端面と対向すること」、③「開口部分の下部が外部と連通するように底板の下方へ突出すること」が明らかにされている。凹部の幅、深さ、形状は発明特定事項ではなく、これらの事項によって本件発明は限定されない。</p> <p>凹部の形成位置、すなわち、「縦板部の下部内面」については、構成要件C2ないしC4の文言から判断して、凹部は、底板の下板部を跨るよう形成されていることが明らかであり、凹部の形成位置である「下部内面」の「下部」とは、「底板の下板部の高さ位置」であると解される。本件明細書の【図7】においても、凹部44は底板2の下板部2bの高さ位置に、下板部2bを跨るよう形成されている。また、「凹部」の技術的意義について検討すると、本件発明の底は、従来の樋板に代えて前縁板を用いたものであり、従来の樋板は、底板の上面を流れてくる第1雨水を第1の樋溝で受け、底板の内部を流れてくる第2雨水を第2の樋溝で受け、これらの雨水を両端より流出させるものであるのに対して、本件発明の前縁板は、第1雨水と第2雨水とを縦方向に導いて、底板の前端部の下方の一所（同じ箇所）、すなわち、縦板部の下端より一緒に流出させるものである。第2雨水は、凹部に流れ込んだ後、凹部から溢れ出て縦板部の下端まで導かれる（本件明細書の段落【0005】及び【0009】）。そうすると、凹部は、第2雨水を縦板部の下端まで導くための流出ルート形成するものであり、凹部によって凹部の底部と底板の下板部との間に第2雨水の通過間隙が形成される。凹部は、開口部分の上部が底板の中空部に連通するように底板の開放された前端面と対向することにより、第2雨水が底板の内部から通過間隙へと導かれる。また、凹部は、開口部分の下部が外部と連通するように底板の下方へ突出することにより、第2雨水が通過間隙から外部の縦板部の下端に導かれる。凹部によって形成される第2雨水の通過間隙は、凹部の深さによって間隙の幅が決まる。請求項1には、凹部の深さは限定されていないし、凹部の上下方向の幅も限定されていない。</p> <p>被告製品の先端見切104の空洞部144は、折れ板部140の下部から上部にわたる内面に形成され、折れ板部140の下部内面に、上部にかけて形成されたものである。空洞部144は、第2雨水を折れ板部140の下端に導くための流出ルート形成するものであり、空洞部144によってその底部と底板102の下板部との間に第2雨水の通過間隙が形成される。空洞部144は、折れ板部140の下部内面に形成すれば足るものであるところ、被告製品では、連結板200及びビス201を空洞部140内に収めるために、折れ板部140の上部まで広げられている。しかし、本件発明の凹部は、深さが深い態様のものや、縦板部の上部にまで幅を広げた態様のものも含むから、空洞部144は、「開口部分の上部が底板102の中空部と連通するように底板102の開放された前端面129と対向し」「開口部分の下部が外部と連通するように底板102の下方へ突出して成る」ものである。これにより、第2雨水は底板の内部から上記した通過間隙へ、さらに通過間隙から外部の折れ板部140の下端へと導かれる。以上によれば、被告製品は、折れ板部140の下部内面に上部にかけて全幅にわたる空洞部144が形成されたものであり、空洞部144は本件発明の「凹部」に相当するから、構成要件C1を充足する。</p>	<p>(1) 文言上の相違 被告製品は縦板部に相当する部材の内面に凹部が形成されていない。 原告は、被告製品につき、開放された前端面から更に前方に張り出した「先端見切140」の「空洞部144」を「凹部」と主張するものと思われるが、「空洞部144」は「縦板部」の「下部」でないことは明らかである。また、構成要件C1は「前記縦板部の下部内面には、全幅にわたる凹部が形成され、」と記載されているところ、本件明細書の【図7】の記載内容から明らかなように「凹部」は「縦板部」の「内面」を「凹」ませる「部」位である。 被告製品は、底の先端部分の下方に開口部分を形成して雨水を排出するものであって、先行公知技術（乙1、2）にすぎない。被告製品の「空洞部144」は「先端見切140」の内面を凹ませるものではなく、構成要件C1に記載の「凹部」ではない。</p> <p>(2) 塵芥の付着及び流出に関する相違 「凹部」の効果につき、本件明細書の段落【0031】及び【0034】には、「凹部」は雨水と塵芥の流出ルートであるほかに、「凹部」が縦板部の内面側に形成されていることから塵芥が溜まりにくいことが記載されているものと解される。「凹部」に塵芥が溜まりにくいことは、「縦板部」が前端面に沿って形成されたものを前提にその下方において内方に凹ませたからに他ならない。被告製品の「空洞部144」は単なる部材内部であってかかる塵芥が溜まりにくいとの効果を奏するものではない。また、「塵芥が凹部に付着しても雨水により外部へ容易に洗い流される」とされているが、これも「凹部」が「縦板部」の「下部内面」に形成されていることから達成できる効果である。被告製品において雨水の流出があったとしても、乙6に記載のとおり、雨水は下板の開口部分から排出されるだけで「空洞部144」に付着した塵芥を洗い流すものでもない。被告製品の開口部分はあくまで下面を切り欠いたものにすぎない。</p>
C2	凹部は開口部分の上部が底板の中空部と連通するように底板の開放された前端面と対向し、		
C3	開口部分の下部が外部と連通するように底板の下方へ突出して		
C4	成る底。		